

地方競馬全国協会について

平成 17 年 11 月 14 日

地方競馬全国協会（NAR）

◎ 地方競馬の現状

- 都道府県及び指定市町村が施行
- 全国で16の地方競馬主催者

(売上げの動向)

- ・ 平成3年の9, 862億円をピークに減少し、H16は3, 862億円とピーク時の4割程度

(入場者数の動向)

- ・ 平成3年の1, 466万人をピークに減少

事業収支状況（平成16年度）

- ・ 平成16年は全ての主催者（18主催者）が赤字
- ・ 平成13年以降8主催者が競馬事業から撤退（平成17年16主催者）
 - H13 中津競馬組合、新潟県競馬組合、宇都宮市
 - H14 益田市、足利市
 - H15 上山市
 - H16 栃木県、群馬県競馬組合
- ・ 地方競馬は、立地条件や開催規模の違い等を背景に、各主催者毎に大きな格差

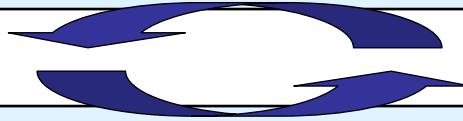
地方競馬主催者の収支状況（平成16年度）（単位：百万円）

地方競馬主催者	売得金	単年度収支
北海道	11,248	▲1,386
北海道市営競馬組合（ばんえい）	14,443	▲658
岩手県競馬組合	31,798	▲3,823
栃木県（H16廃止）	6,468	▲3,538
群馬県競馬組合（H16廃止）	3,292	▲904
埼玉県浦和競馬組合	24,953	▲418
千葉県競馬組合	32,728	▲237
特別区競馬組合	109,091	▲3,974
神奈川県川崎競馬組合	40,866	▲273
石川県	10,374	▲204
金沢市	1,678	▲94
岐阜県地方競馬組合	12,742	▲516
愛知県競馬組合	17,200	▲328
兵庫県競馬組合	33,748	▲829
福山市	10,468	▲939
高知県競馬組合	4,969	▲117
佐賀県競馬組合	13,456	▲501
荒尾競馬組合	6,648	▲183
合 計	386,172	▲18,922

◎ 地方競馬と地方競馬全国協会

【地方競馬】

都道府県及び指定市町村が実施・・・（施行形態）道県：2、一部事務組合：12、指定市：2（H17）



【地方競馬全国協会】

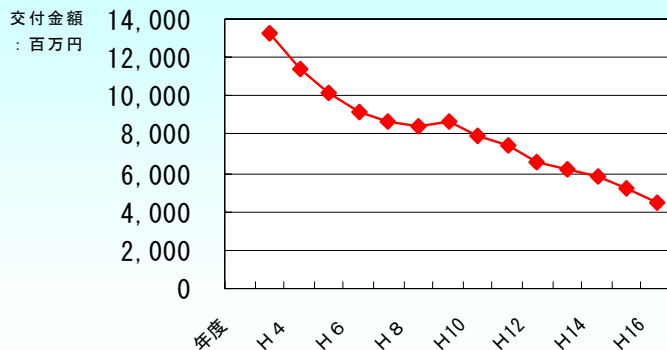
- ① 地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るための全国統一的な免許、登録等の業務
- ② 競馬の売上げにより馬の改良増殖、その他畜産の振興に資するための業務

※ 根拠法令：競馬法（昭和23年法律第158号）、設立年月日：昭和37年8月1日

※ 地方競馬主催者からの交付金収入によって運営

◎ 組織・事業の効率化——交付金収入に見合った体制作り

交付金収入の推移（平成3年以降）



地方競馬全体の売上げの減少に伴い、地方競馬全国協会の収支も悪化してきたことから、人員及び人件費、一般管理費の大幅な削減等を通じ経営改善に努力

人件費

：給与引下げ、早期退職制度の導入等

H9 → H17（見込み）

▲8.3億円（39.4%減）

一般管理費

：管理部門統廃合、舎宅売却等

H4 → H16（決算額）

▲3.5億円（43.4%減）

◎ 今後の地方競馬・地方競馬全国協会の進むべき方向

地方競馬の抱える問題

- ・ 主催者ごとに馬やきゅう舎を抱える高コスト体質
- ・ 個々の主催者投資に限界があり、商圏が限定
- ・ 開催日程が重複する供給過剰
- ・ 限られた馬によるレースの魅力低下

民間委託等導入

競馬連携計画

地方競馬改革の方向性

- 主催者間の連携強化と事務委託等による効率的な運営
 - ・ 主催者間連携の推進による経営体質強化
 - ・ IT等を利用した情報や映像の充実、ファンサービスの拡大
 - ・ 効率的な開催日程調整等供給過剰の是正
 - ・ 専門的知識を持った人材の確保、登用
 - ・ 民間活力の導入による効率化の推進
 - ・ 番組のわかりやすさ、競走の企画力向上
 - ・ 在宅投票システムの充実、場外発売施設の設置推進など発売体制の強化

地方競馬全国協会の今後の方向性

事業事務の再構築、一層の効率化（交付金収入に見合う体制の確立）を前提に以下の業務を実施

- 地方競馬改革の方向性に沿った企画調整
 - 主催者間の効果的な利害調整を可能にする新たな仕組みが必要
- 地方競馬の運営改善及び主催者の経営効率化に資する業務の推進
 - インフラ整備、連携計画への補助
- 競馬の公正確保を効率的に行うための業務
- 地方競馬の交付金で行う畜産振興業務
 - 従来からの業務を効率化しつつ引き続き実施

参与会議の指摘を踏まえ、上記業務を円滑に推進できる組織形態とすることが必要

◎ 地方競馬全国協会の畜産振興事業のあり方

【地方競馬全国協会の畜産振興事業】

- 地方競馬全国協会は、地方競馬の主催者から交付される交付金を財源として、馬の改良増殖その他畜産振興に資するための地域対策を中心とした畜産振興事業を実施。
- 事業の実施に当たっては、地域的な活動を行う民間団体を対象として、地方公共団体の畜産振興に関する方針に則して、地方公共団体が重点施策として推進する畜産振興施策を円滑化するもの又は補完的役割を果たすものを選定して実施。
- 平成16年度においては、地域の畜産農家に対する経営コンサルタントの推進、地域畜産活性化のための畜産共進会の開催、公共牧場の活性化の推進など合計1,892百万円を実施。

事業採択等の手順

- ・ 都道府県畜産主務部局からの意見を反映した上で、補助事業実施基準を策定
- ・ 都道府県畜産主務部局を経由して補助事業を募集
- ・ 申請された事業を審査の上、補助事業を選定、その後交付決定
- ・ 事業の情報の開示を図るため、交付決定した補助事業の内容をHPで公表（H13～）

今後の取り組み

一層の透明性の確保及び効率化を推進するため、18年度事業から、次の改革の実施を検討。

- 透明性の確保及び効果的な実施を図るため、新たに第三者委員会により、①実施基準の審議、②補助事業の選定についての審議、③事後評価の実施等を行う仕組みの導入。

事業の評価結果については、

- ① 不適正な会計処理又は事業実施基準に違反した事業主体 → 補助金の一部の返還等の措置
- ② 成果が乏しいと認められる事業 → 廃止又は実施基準等の見直し

- 評価結果については、すべての事業についてHPで公表する予定。